

大分類	規程・細則・内規等	分類	YS4-01-02-007
題目	役員等報酬規程	発行日	平成 29 年 6 月 30 日
対象	共通	改定日	令和 8 年 1 月 26 日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛十字会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。ただし、各年度の総額は別表1に定める額を超えない範囲で支給するものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 賞与については、別表3に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第25条の規定に準ずる額

2 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 非常勤役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に別表5のとおり、御礼の品を支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、理事長の職にある者には支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応

じて定める時期に銀行振込とする。

(1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第 8 条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、銀行振込により支給する。ただし、理事長に対する報酬は、前項第 1 号に準じて支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 6 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 7 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 役員等の報酬及び給与に関する規程を廃止し、本規程を平成 29 年 6 月 30 日より施行する。

附 則 この規程は、令和 5 年 6 月 27 日より施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 3

号の規定は令和3年8月1日から適用する。

附 則 この規程は、令和8年1月26日より施行する。

別表1 (役員の報酬及び賞与の総額)

役職名	報酬総額
理事及び監事	年額 990万円

別表2 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
常務理事	月額 440,000円

別表3 (常勤役員の賞与)

6月の賞与	報酬月額×2. 2か月分
12月の賞与	報酬月額×2. 2か月分

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

区分	日額
評議員会への出席	11,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	11,000円

(2) 理事長

区分	月額
原則週1回の勤務とする	165,000円

(3) 理事

区分	日額
理事会等会議への出席	11,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	11,000円

(4) 監事

区分	日額
監事監査等への出席	33,000円
上記の他、法人(役員会等を含む)及び施設業務のための出勤	11,000円

別表5 (非常勤役員等の御礼の品)

勤続期間	御礼の品
4年以上10年未満	一万円の商品券
10年以上20年未満	二万円の商品券
20年以上30年未満	三万円の商品券